

仕 様 書

令和8～10年度

山本・山口処理場廃棄物埋立業務

環境局環境事業部処理場管理事務所

仕様書

1 業務概要

「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則」及び「札幌市自己搬入ごみ取扱要綱」に基づき、最終処分場で受け入れた廃棄物を適正に埋立処分にする業務である。業務内容は埋立作業、覆土作業、除雪・雪堆積作業、埋立処理場運営補助作業、廃棄物火災対応及び誘導作業から構成される。

(1) 業務名

山本・山口処理場廃棄物埋立業務

(2) 業務履行期間

自：令和 8年4月 1 日

至：令和11年3月31日

(3) 業務履行場所

① 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所 山本処理場

札幌市厚別区厚別町山本1065番地ほか

② 札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所 山口処理場

札幌市手稲区手稲山口364番地ほか

※ 埋立位置図等は別紙（案内図・付近見取図・全体平面図）の通り

(4) 施設概要

① 山本処理場

ア 総面積 382,000 m²

イ 埋立面積 331,500 m²

ウ 全体容量 2,626,000 m³

エ 年間埋立量 3~4万 t/年

オ 対象区域 山本東地区A・B・C・D・Eブロック 計5ブロック

② 山口処理場

ア 総面積 617,000 m²

イ 埋立面積 337,500 m²

ウ 全体容量 3,386,000 m³

エ 年間埋立量 3~4万 t/年

オ 対象区域 第3山口地区A・B・C・Dブロック 計4ブロック

(5) 搬入される廃棄物の種類

① 山本処理場

ア 一般廃棄物

- ・本市が収集・運搬する家庭からの「燃やせないごみ」
- ・本市施設からの焼却灰・不燃残さ
- ・卸売店等からの食品廃棄物（不燃容器詰に限る）
- ・すきとり芝等

② 山口処理場

ア 一般廃棄物

- ・本市が収集、運搬する家庭からの“燃やせないごみ”
- ・本市施設からの焼却灰、不燃系残さ
- ・ガラス、せともの、コンクリート類（自己搬入）
- ・卸売店等からの食品廃棄物（不燃容器詰に限る）
- ・すきとり芝等

イ 産業廃棄物

- ・燃え殻（焼却灰、飛灰等）
- ・ガラスくず、陶磁器くず（板ガラス、グラスウール）
- ・廃石綿等

(6) 廃棄物搬入日

① 土曜、日曜、1月1日・2日・3日を除く毎日

② 土曜、日曜については委託者が指定する日

なお、年末は委託者が指示する日とする。また、委託者の指示がある場合は延長業務を実施すること。

③ 廃棄物搬入時間

原則9：00～16：00

(7) 業務時間

廃棄物搬入日の8：30～17：00

2 使用機材等の配置（同等機種以上とする。）

- (1) 排出ガス対策型 湿地16t級ブルドーザ
2台（予定稼働時間5h/日程度）
- (2) 排出ガス対策型 乾地15t級ブルドーザ
2台（予定稼働時間5h/日程度）
- (3) 排出ガス対策型 山積0.7m³ クローラ型バックホウ
1台（予定稼働時間5h/日程度）
- (4) 排出ガス対策型トラクターショベル (1.5～1.6m³)
1台（予定稼働時間4h/日程度）

3 業務責任者等

- (1) 受託者は業務の履行にあたり、業務責任者及び代行者（以下業務責任者等という）を選任し、次の事項について記載された業務責任者指定通知書を提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。
 - ① 氏名
 - ② 年齢
 - ③ 経歴書
 - ④ 受託者との直接雇用関係を証明する書類等（保険証の写し等）
 - ⑤ 技術管理士認定書の写し
- (2) 業務責任者は、業務従事者に作業内容及び委託者の指示事項等を伝え、その周知の徹底を図る。
- (3) 業務責任者等は、この契約の履行に関し、その運営、技術上の管理、従事する職員の監督を行う。
- (4) 業務責任者は、最終処分場技術管理士（一般財団法人日本環境衛生センター交付）の認定証を有する者とする。なお、業務責任者は、業務従事者を兼ねることができる。
- (5) 受託者は、業務責任者が休暇、病気その他やむを得ない事情により不在となるときは、その業務の代行を行う者を定めなければならない。また、代行者を行う者も前項(4)に示す、最終処分場技術管理士（一般財団法人日本環境衛生センター交付）の認定証を有する者とする。

4 業務主任等

委託者は、受託者の適正な業務履行を確保するため業務主任等（業務主任及び業務員）を定める。業務主任等は必要に応じて業務責任者等に指示することができる。ま

た、必要と認める場合は書面の提出を受託者に求めることができる。

5 業務内容

(1) 業務の詳細は「廃棄物埋立業務説明書(平成31年4月1日以降適用)」による。

- ① 埋立作業
- ② 覆土作業
- ③ 除雪・雪堆積作業
- ④ 建設発生残土受入作業
- ⑤ 最終処分場運営補助作業
- ⑥ 火災対応・事故対応
- ⑦ 場内高低測量(年1回)

(2) 誘導作業

- ① 車両の誘導

誘導員は、埋立及び覆土作業者と連携して、業務責任者等が指示する埋立場所に、安全、且つ適切に搬入車両を誘導すること。

- ② 誘導員の配置

ア 山本処理場

廃棄物の埋立場所2ヶ所に誘導員を配置すること。

イ 山口処理場

埋立地の誘導員小屋に誘導員を配置すること。

6 延長業務内容

(1) 埋立・覆土作業業務

平日及び土曜日、日曜日における搬入時間の延長等による作業指示の場合は15分単位で行う。

(2) 除雪作業業務

除雪による作業の延長業務は15分単位で行う。

(3) 火災対応作業業務

火災対応による作業の延長業務は15分単位で行う。

(4) 延長業務に使用する重機については、委託者の指示するものとする。

(5) 延長業務予定時間数(3力年)

- 排出ガス対策型 湿地16t級ブルドーザ: 330時間
- 排出ガス対策型 乾地15t級ブルドーザ: 405時間
- 排出ガス対策型 クローラ型バックホウ: 12時間

- 排出ガス対策型 トラクターショベル： 138時間
- 交通誘導員B： 735時間
- 業務責任者(技師C)： 735時間

※ 記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

7 業務の報告

- (1) 業務責任者等は毎朝、委託者に前日の報告及び当日の作業内容及び業務従事者を報告すること。
- (2) 業務責任者等は業務の進捗状況について、常に委託者の求めに応じて報告できるようにすること。
- (3) 業務責任者等は業務の履行にあたり、土堰堤、覆土、地内路、ガス抜き設備、遮水設備（遮水シート・遮水シート保護用砂・遮水シート保護用マット）などの埋立処理場施設に異常を発見したときは、直ちに委託者に報告すること。
- (4) 業務責任者等は、廃棄物の投棄場所において、地盤に軟弱な箇所があるときは必ず委託者に報告し、対応策について協議すること。
- (5) 業務責任者等は、業務の履行にあたり、埋立処理場内の施設を損傷したときは直ちに委託者に報告し、受託者の責任において現状復帰に努めること。

8 提出図書

(1) 着手時に提出するもの

- ① 業務着手届 1部
- ② 業務責任者届 1部
- ③ 業務責任者経歴書 1部
- ④ 業務工程表 1部
- ⑤ 業務従事者届 2部
- ⑥ 業務実施計画書 2部

- ア 現場組織表
- イ 使用機材一覧表
- ウ 緊急時の体制図

- ⑦ 積算内訳書 1部

(2) 受入日に作成し翌就業日提出するもの

- ① 埋立作業運転日報
- ② 廃石綿等埋立記録（廃石綿等が搬入されたときに限る）

(3) 毎月末現在で作成し、すみやかに提出するもの。（3月は3月末に提出）

- ① 業務完了届 1部
- ② 埋立状況報告書（月報） 1部
 - ア 埋立概要（覆土材使用状況、埋立器材稼働時間、気象状況、協議事項、その他特記事項）
 - イ 埋立状況図（埋立状況平面図、廃棄物層断面図等、埋立進捗率等）
 - ウ 業務写真帳（撮影要領は「廃棄物埋立業務説明書(平成31年4月1日以降適用)」による）
 - エ その他委託者が必要と認める事項
- (4) その他
 - 場内高低測量結果報告書(1回／年) 1部

9 委託者の所有する施設、用地、鍵の使用

- (1) 資材置場、仮設事務所等については、委託者が施設運営上の支障のない範囲で設置を認めるものとし、受託者は使用箇所及び使用範囲を書面により提出すること。
- (2) 受託者に、業務に必要とする埋立地の門扉の鍵を無償貸与する。また、鍵は複製及び業務従事者以外に貸与・譲渡してはならず、履行期間満了または契約解除時に委託者に返却すること。
- (3) 重機置き場、駐車スペース、仮設事務所等に必要とする土地は、無償貸与とする。設置場所については委託者の承諾を受けること。

10 受託者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な使用機材・燃料・工具・消耗品及びメンテナンス等に要する費用
- (2) 作業員の被服・作業用具及び連絡用の通信機器の費用
- (3) 提出図書に要する文具等の事務用品費
- (4) 業務に必要な仮設事務所等の設置、また、これらの使用に伴う光熱水費

11 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 自動車の相乗りやアイドリングストップ等を行うこと。
- (3) 排出ガス対策型建設機械を使用すること。
- (4) 業務の履行において使用する商品・材料などは、極力環境に配慮したものとすること。

(5) 業務の履行に伴い排出される廃棄物は極力減量し、リサイクルに努めること。

1 2 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は業務従事者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に重機の運転、騒音防止に心掛けること。
- (2) 火気の取扱（喫煙含む）に関しては、埋立地内及び重機内も禁止とする。
- (3) 服装等に関しては業務に適した服装・履物で業務を実施し、名札又は腕章、もしくはこれらに準ずるものを着用すること。
- (4) 業務の開始前は埋立地内の現状を確認し、当日の履行体制、作業内容や注意点の周知を行い、安全作業に十分留意すること。
- (5) 作業中は、運転手及び誘導員との連携を密にとり、作業従事者や車両との接触が絶対に無いよう十分注意して行うこと。
- (6) 作業終了後は、ごみの飛散や火災が起きないよう覆土状況の確認等を行ってから退場すること。退場後、火災発生の連絡があった場合は、業務責任者等は火災現場に急行し、消火対応を行うこと。重機を埋立地内に置く場合の鍵の管理等は業務責任者が行い、万一第三者による破損、盗難があった場合は受託者の責により業務に支障を及ぼさないよう早急に復旧すること。
- (7) 設備の損傷を発見した場合は、その状況を記録し写真撮影を行うと共に、速やかに委託者に報告し処置方法を協議すること。なお、損傷の原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧を行うこと。

1 3 関係法令等の遵守

業務の履行にあたり、適用受ける関係法令等を遵守し業務の円滑な遂行を図る。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例
- (3) 札幌市自己搬入ごみ取扱要綱
- (4) 廃棄物埋立業務説明書【平成31年4月1日以降適用】

1 4 労働社会保険諸法令遵守状況の確認

委託者は、本業務に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は委託者からの求めに基づき、これに応ずるものとする。

※詳細は下記URL「労働関係法令の遵守確認関係」を参照のこと

参考：<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kitei-index.html>

15 業務の引継

受託者は、業務履行の開始日までに、前年度の受託者から業務の引継を受けるとともに、埋立機材、人員などの必要な準備をしなければならない。また、受託者は管理運営の終了にあたって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継ぎを行うとともに、業務開始準備に必要な協力をすること。

16 その他

- (1) 受託者は、業務従事者に公正、明朗、懇切丁寧な応対及び業務の迅速かつ正確な取扱いを指導し、隨時必要な訓練を行いサービス・技術の向上を図ること。
- (2) 受託者は処分場内の清潔を保持するとともに、廃棄物及び覆土材の飛散、埋立箇所の沈下、騒音防止等に配慮すること。
- (3) 本仕様書について疑義が生じたときは、委託者と協議のうえ決定すること。

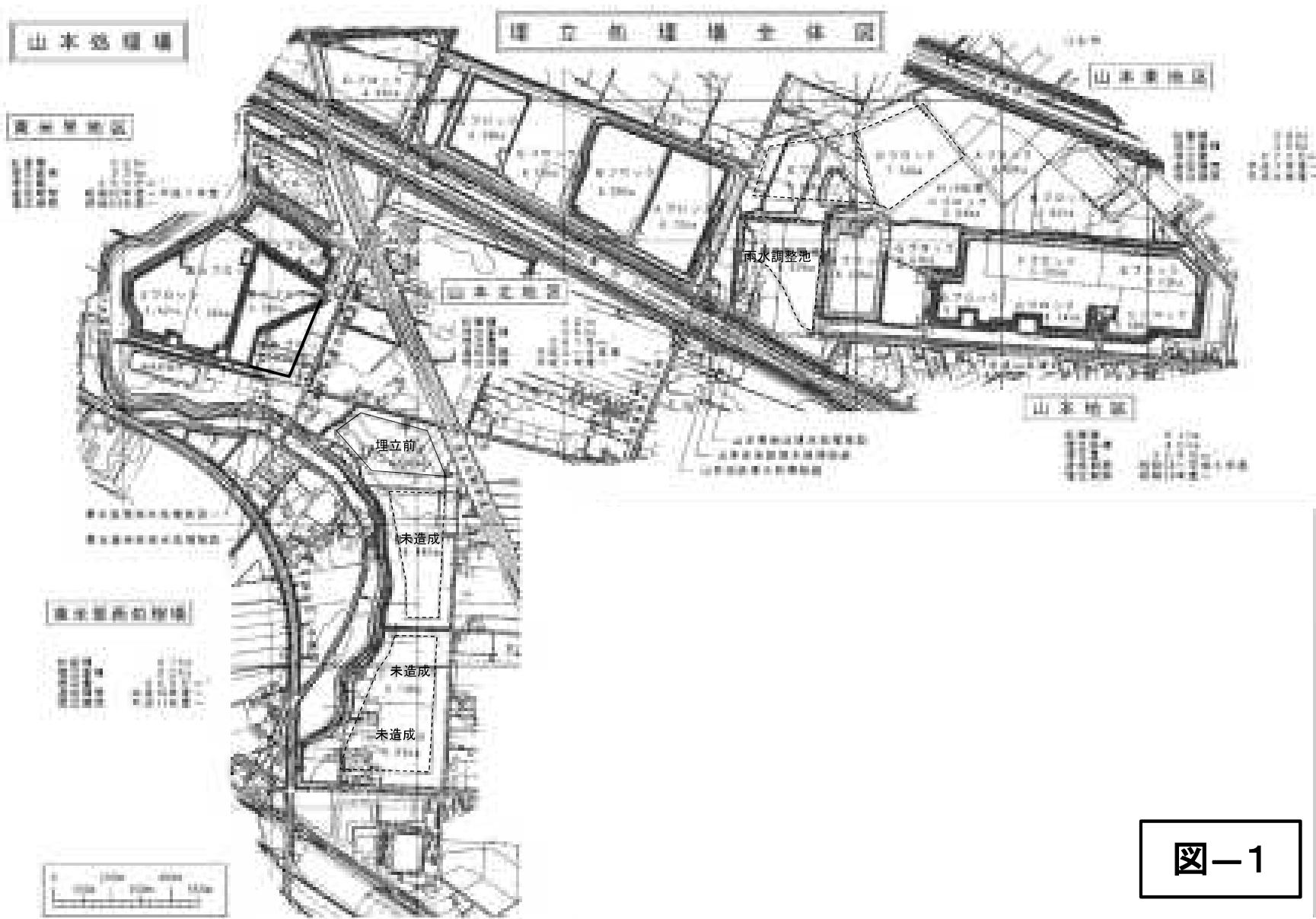


図-1

山本処理場 施設配置図

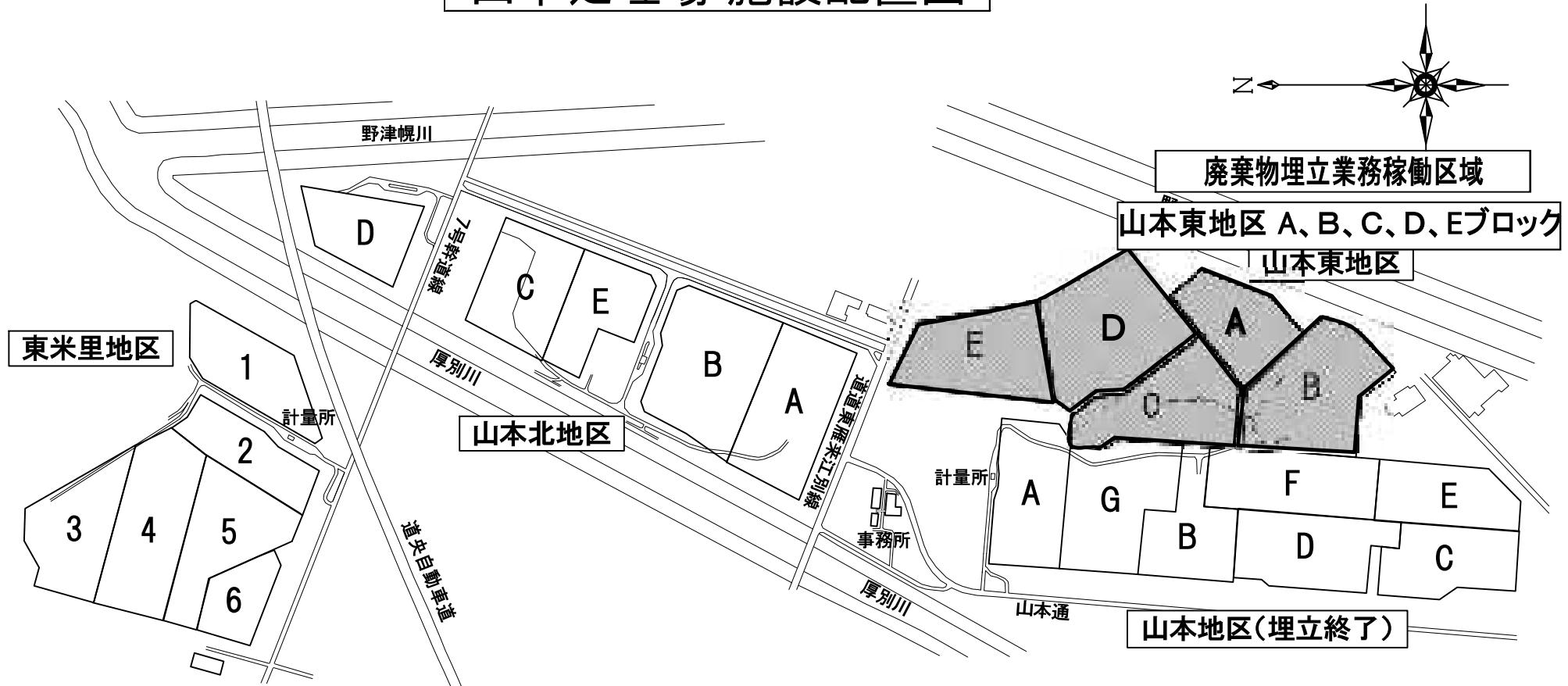


図-2

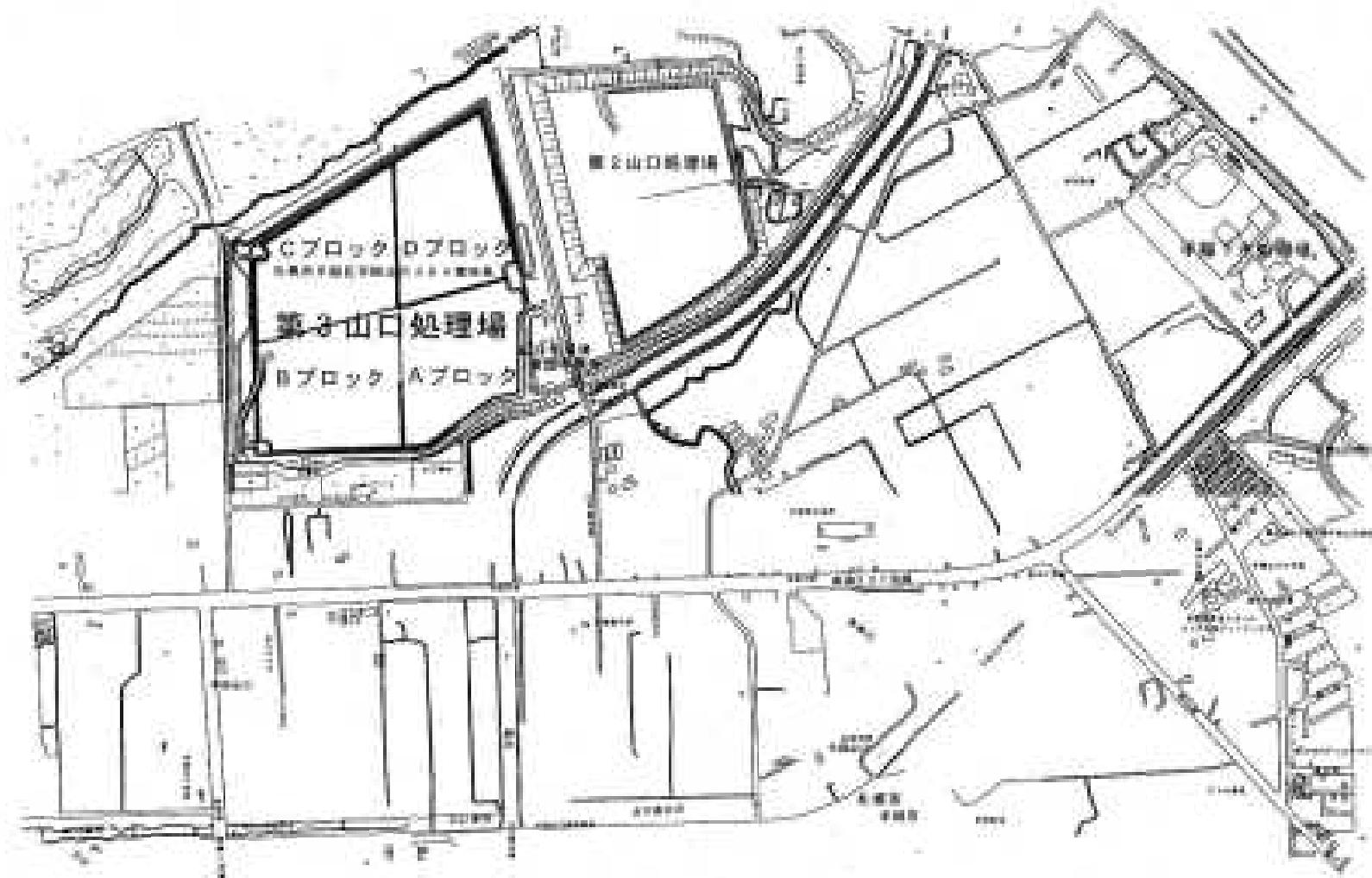


図-3



図-4

図-4 山口プロック地図(内閣府、資源エネルギー庁資料)

廃棄物埋立業務説明書

平成 30 年 11 月 19 日改定

平成 31 年 4 月 1 日以降適用

札幌市環境局環境事業部

処理場管理事務所

この説明書は、受託者が最終処分場において行う廃棄物埋立業務に関する施設と仕様書で定める作業内容を補足説明するものであり、廃棄物埋立作業、覆土作業、除雪・雪堆積作業、火災対応のほか、業務に関連して発生した交通事故の対応について記載している。

なお、事故対応の記載は、場内の管理責任が最終的に委託者にあることを軽減するものではない。

また、この説明書の内容は、埋立業務の基本的な考え方を示したものであり、必要に応じて、委託者と受託者が協議して対応するものとする。

この説明書において使用されている「埋立処理」及び「埋立現場」の用語の意味は、以下のとおりである。

埋立処理 = 埋立作業と覆土作業を包括している。

埋立現場 = 埋立処理が行われている作業区域をいう。

目 次

1	埋立地の構造	1
(1)	概要		
(2)	名称及び構造概要		
(3)	管理区分早見表		
2	廃棄物埋立作業	2
(1)	概要		
(2)	廃棄物層の構築		
(3)	敷き均し・転圧		
(4)	埋立記録		
3	覆土作業	5
(1)	概要		
(2)	覆土の目的		
(3)	覆土の種類、材料、厚さ		
(4)	造成施工		
(5)	維持管理		
(6)	覆土材		
(7)	覆土作業		
(8)	誘導作業		
4	除雪・雪堆積作業	6
(1)	概要		
(2)	除雪箇所		
(3)	除雪の注意		
(4)	雪の堆積		
5	埋立処理場運営補助作業	7
6	火災対応	7
(1)	概要		
(2)	埋立現場の火災対応		
(3)	消火作業における一般的注意事項		
(4)	その他の災害発生について		
7	交通事故対応	8
(1)	事故の発生		
(2)	車両故障		
8	埋立に係る特殊作業	9
(1)	ガス抜き施設周辺の埋立作業		
(2)	焼却灰及び飛灰の埋立作業		
(3)	廃石綿などの埋立作業		

9	その他、埋立に係る一般注意事項	10
10	写真撮影要領	11
	全体図・断面構造図・標準造成図	12

1 埋立地の構造

(1) 概 要

最終処分場（埋立地）は、周囲の環境に支障のない方法で廃棄物を適切に貯留し、安定化を図るための施設である（巻末全体図、断面構造図及び標準造成図参照）

埋立てに当たっては、埋立容量を最大限に確保するよう、覆土材の節約や地内路材等のリサイクルに努め、埋立地の延命化を図るよう努めるものとする。

(2) 名称及び構造概要

ア 搬入路

公共道路と埋立処理場を結ぶ通路。委託者が造成、管理する。

イ 踊場（廃棄物投棄作業スペース）

廃棄物搬入車両の荷降ろし、旋回などの廃棄物投棄や覆土材の堆積などのほか、埋立作業を行う区域。

搬入者が安全に投棄できる広さで、埋立処理場内の最適な位置に確保する。受託者が廃棄物層上に覆土材を用いて造成、管理を行う。

ウ 地内路

搬入路と踊場を結ぶ通路。委託者が造成、管理する。

エ ガス抜き

廃棄物の分解に伴い発生するメタン、硫化水素などを大気に放出する石積みの施設。委託者が構築、管理する。

オ 管理用道路

えん堤、集水マンホールなどの管理のための通路。委託者が管理する。

カ えん堤

廃棄物貯留構造物の貯留堤に該当する盛土。廃棄物埋立処理の進捗状況に応じて委託者が造成、管理する。

なお、廃棄物貯留構造物とは、廃棄物の流出や崩壊を防ぎ、埋立てられた廃棄物を安全に貯留する施設のことをいう。

キ 廃棄物層

埋立処理された廃棄物の層。1.5mの厚みになるよう受託者が埋立作業を行う。

ク 即日覆土

1日のごみ埋め立て終了時に行う厚さ0.1m程度の覆土。

ケ 中間覆土

廃棄物層上に行う即日覆土を含む総厚0.3m程度（下段）及び、0.5m程度（上段）の覆土。受託者が覆土作業を行う。なお、覆土材の手配は、委託者が行う。

コ 最終覆土

跡地利用などを目的として最上層に行う覆土。受託者が、公共工事発生残土等を受け入れ、覆土作業を行う。（別途発注の場合有）

参考：東米里・山本東の最終覆土は、H29まで建設局土木部発注業務により実施。

サ 遮水シート

浸出水の流出を防止するシート。委託者が管理する。

シ 浸出水管

浸出水を集水するためシート保護砂下部に設置した暗渠管。委託者が管理する。

ス シート保護砂

遮水シートを廃棄物から保護する厚さ 0.5 m の砂。委託者が管理する。

セ シート保護マット

えん堤法面部分の遮水シートを廃棄物から保護するマット。委託者が管理する。

ソ 集水マンホール

埋立処理場から浸出管で集めた浸出水（汚水）をポンプで浸出水（汚水）処理施設に送る施設。

委託者が管理する。

タ シート下ガス抜き管

遮水シート下のガスを抜く管。委託者が管理する。

チ 飛散防止柵

埋立処理場外への廃棄物の飛散防止を目的としたネットフェンス。委託者が設置、管理する。

(3) 管理区分早見表

委託者管理		受託者管理
ア 搬入路	シ 浸出水管	イ 踊場（廃棄物投棄作業スペース）
ウ 地内路	ス シート保護砂	キ 廃棄物層
エ ガス抜き	セ シート保護マット	ク 即日覆土
オ 管理用道路	ソ 集水マンホール	ケ 中間覆土
カ えん堤	タ シート下ガス抜き管	コ 最終覆土（別途発注の場合有）
サ 遮水シート	チ 飛散防止柵	

2 廃棄物埋立作業

(1) 概 要

廃棄物埋立作業とは、最終処分場に搬入される廃棄物を埋立機材で破碎、敷き均し・転圧を行い、圧縮された廃棄物による層を構築する作業である。

廃棄物層は、3層積み重ねることを原則（※）とし、1層は、それぞれ厚さ 1.5 m を標準とする上下2段から構成される。なお、中間覆土は、下段が 0.3 m、上段が 0.5 m であるため、1層上下2段の総厚は 3.8 m となる。

※ 山本東A～Cブロックは2層で埋立終了。（ごみ重量の見直しによる）

山本東D～Eブロックは3層。

第3山口A～Dブロックは4層。

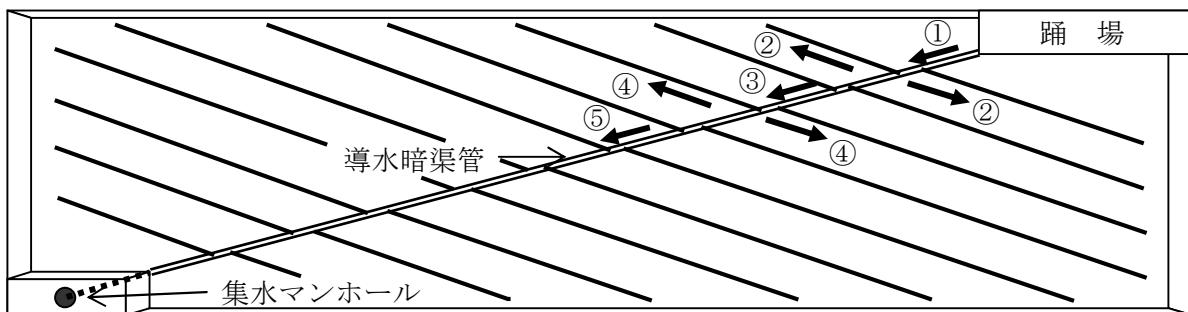
セル方式によるサンドイッチ埋立



(2) 廃棄物層の構築

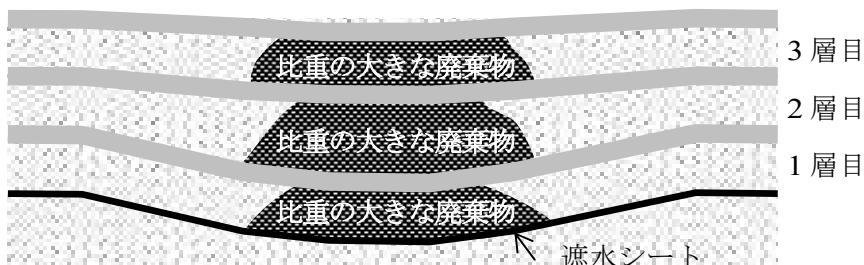
ア 廃棄物層の1層目下段の構築

- (ア) 遮水シート保護のため、委託者は、可能な限り計画収集ごみの埋立処理を計画する。
- (イ) 1層目の下段部分の廃棄物層の構築は、浸出水が速やかに排出されるよう浸出水管の埋設部に沿って集水マンホール方向に進め、次に進行方向の直角方向に広げる。
- (ウ) これを集水マンホール側のえん堤に到達するまで繰り返して1層目の下段部分を完了させる。



- イ 廃棄物層内の重量や廃棄物の種類の分布を均等にするなど不等沈下防止の配慮をする。

比重の大きな廃棄物を層同一箇所に埋立てない



- ウ 次層のえん堤造成予定地には、生草などの沈下の著しい廃棄物を埋立しない。
- エ 廃棄物層の一段分(1層の半分)の厚さは、敷き均し・転圧後1.5mを標準とするが、ごみ種別による圧密沈下を考慮し、沈下安定後標準の厚さとなるよう余盛りする。
なお、廃棄物の敷均し厚さは、転圧機械の効果を考慮し、0.3m～0.5m程度とする。
- オ 余盛りの厚さは、廃棄物の種類、状況によって厚さを調整する必要があるので、委託者受託者協議して決定する。(例: 計画収集ごみ1m程度、一般ごみ0.5m程度)。
- カ 使用していない地内路は、ごみ埋立容量の確保、及び、地内路材の再利用の観点から、ごみ埋立時までに撤去する。実施時期等については、埋立進捗状況を踏まえ、委託者と受託者とで協議する。

キ 搬入ステージ（踊場）は、廃棄物を効率よく搬入できるよう、できるだけ広く確保する。

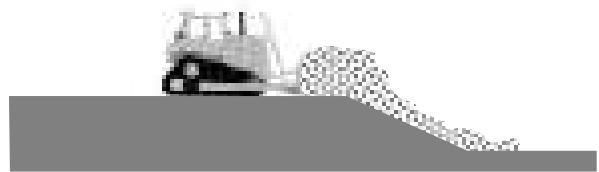
ク 埋立作業は、各処理場の埋立進捗計画に基づき、行うこと。

(3) 敷き均し・転圧

敷き均し・転圧は、落とし込み方式、押し上げ方式の2方式を併用して行う。

ア 落とし込み方式

廃棄物の厚さを一定にすることが困難であり、進行するにしたがって厚くなり転圧も不十分になりやすいが、上方からの投棄となるため搬入車両による転圧効果が期待できる。



(ア) 作業手順

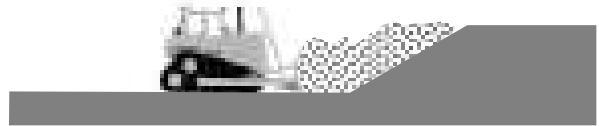
- 搬入車両から踊場に降ろされた廃棄物を踊場下方に落とし込む。
- 廃棄物を捕捉しながら敷き均し・転圧を繰り返し、廃棄物層が規定の厚さとなったところで覆土を行い、踊場とする。廃棄物の敷き均し・転圧は、先端に向かう縦方向に行った後に、横方向にもを行い、十分に転圧を行う。

(イ) 注意事項

- 廃棄物層端部での横方向の転圧作業時には、転倒事故に十分注意しなければならない。

イ 押し上げ方式

廃棄物の厚さを均一に調整することが可能で、転圧も行いやすいが、下方からの投棄となるため搬入車両による転圧効果を期待できない。



(ア) 作業手順

- 搬入車両から降ろされた廃棄物の敷き均し・転圧を下方から押し上げながら行う。
- 押し上げながらの敷き均し・転圧を繰り返し、廃棄物層が規定の厚さとなったところで覆土を行う。

(イ) 注意事項

- 遮水シート保護のため、第1層下段の埋立時には押し上げ方式を用いてはならない。
- 押し上げ斜面の角度は5：1～10：1程度とするのが望ましい。

ウ 敷き均し・転圧に係る一般的注意事項

(ア) 搬入された廃棄物は、埋立機材により破碎を行う。特に1層目下段の埋立時は、遮水シート保護のため、普通ブルドーザにより極力破碎するよう努める。

(イ) ごみ押し、転圧には普通ブルドーザを使用することを標準とする。接地圧の小さい湿地ブルドーザは、転圧に極力使用しない。

(ウ) 前進、後進時の方向転換は、周囲状況を確認し、十分ゆとりをもって行う。

(エ) ごみ押し時の排土板の高さは、覆土材が廃棄物層に混入しないよう覆土面より若干高い位置にセットする。

(オ) 踊場表面保護のため、踊場（覆土した場所）での急旋回は行わない。

(カ) 計画収集ごみには、ガスボンベ・ライターなどの引火物が混入していることもあるので、作業時には爆発に注意する

(4) 埋立記録

ア 埋立管理日報

当日埋立作業を行った廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物を含む）の記録を埋立管理日報に記入する。

埋立処理実施箇所図には、廃棄物層の上段と下段の境界線及び廃棄物を埋立処理した場所に該当する位置に赤色で廃棄物の記号を記入する。

イ 飛散性アスベスト廃棄物埋立管理日報

埋立管理日報の用紙を用いて、飛散性アスベスト廃棄物単独の埋立管理日報を作成する。

3 覆土作業

(1) 概 要

覆土は、埋立地の管理及び景観の向上など周辺の環境保全のために実施する。

(2) 覆土の目的（長所、短所）

目的（長 所）	短 所
<ul style="list-style-type: none">・ 悪臭の発散を防止する。・ ごみの飛散、流失を防止する。・ 害虫の繁殖を防止する。・ カラスの群棲を防止する。・ 雨水の急激な浸透を防止する。・ 火災の発生、延焼を防止する。・ 景観の向上を図る。・ ごみ搬入車両の安全を図る。・ ごみの破碎、敷き均しを容易にする。・ 除雪を容易にする。	<ul style="list-style-type: none">・ 埋立容量が減少する。・ ごみの分解が遅くなる。・ 砂埃が発生する。

(3) 覆土の種類、材料、厚さ

ア 即日覆土

構築した廃棄物層の上に、0.1m程度の厚さに覆土材を敷き均し・転圧する。

イ 中間覆土

即日覆土の上に行う覆土。即日覆土層を含めて、各層下段は0.3m程度、上段は0.5m程度となるよう敷き均し・転圧する。

ウ 最終覆土

廃棄物層が3層になるまで埋立処理した区域の中間覆土の上に、厚さ0.5m～2m程度の粘性土などの植生適応土を用いて盛土する。

エ 覆土厚さの確認

必要に応じて、覆土厚さを掘削して確認する。

(4) 造成施工

ア 覆土は、全面に走行跡が残るようブルドーザを反復走行させ、転圧及び締固めを十分に行う。

これにより、搬入車両が安全に廃棄物投棄をできるようにすること。

- イ 最終覆土は、沈下による地割れで発生するガスの防止、表面排水のための必要勾配（2～3%）及びガス抜き施設に鋼製の覆いをかけたガス終末処理施設への集水防止などを考慮し造成する。
- ウ 最終覆土の実施にあたっては、委託者と十分協議する。

（5）維持管理

覆土表面には、廃棄物の分解、圧密及び浸出排水によって沈下、陥没、くぼみ及び地割れなどが発生する。この結果、浸出水量の増加や覆土の侵食、流出を招いたり、発生ガスの通気孔やさらには火災時の延焼口になって、事故や災害に及ぶこともあることから、覆土表面を定期的に監視し、沈下などが発生しているときは、委託者に報告し、直ちに覆土材により補修する。

（6）覆土材

覆土材は、埋立方向に押土転圧することにより地盤が安定してくることから、転圧効果を考慮し、埋立作業中のブロック周辺の廃棄物搬入投棄に支障のない場所に一時堆積し、埋立処理進捗状況に合わせて使用する。

また、覆土材を埋立作業中の下段ステージに置く場合は、最小限の数量のみ堆積すること。

ア 火山灰

風の強い日などに飛散して周辺農家の作物に影響を及ぼさないよう堆積する場所に注意して、十分に成形・転圧する。また、このことは雨水の浸透を防ぐために行うものもある。

イ 公共工事発生残土

- （ア） 公共工事発生残土は、工事時期のずれなどにより受入量に変動があるため、受入量の多いときは、委託者と協議し、埋立済の場所数箇所に堆積させ転圧する。
- （イ） 公共工事発生残土は、委託者の承諾を得て、えん堤側などごみ搬入車両が通行しない場所の覆土、又は、アスベスト埋立用盛土造成に使用することができる。
- （ウ） 大量の公共工事発生残土(2,000m³以上)搬入の場合には、土砂搬入者がブルドーザを持込み、敷き均し・転圧することになる場合があるが、造成方法、場所などは、委託者と協議し、土砂搬入者に指示する。

（7）覆土作業

ア 廃棄物搬入者の事故防止のため、覆土は凹凸のないように仕上げる。なお、埋立作業箇所で走行に支障になる場合は、確実に補修する。

イ 堆積した土、火山灰などを押し出すときは、土、火山灰のゆるみ及び崖状態に注意する。

ウ 雨天等による湿潤時には、最小限の即日覆土以外の作業（盛土作業・中間覆土・最終覆土等）は、行わない。

エ 搬入者の投棄中、近くでブルドーザ等による作業を行わない。

オ 埋立作業箇所、発生残土受入箇所等、及び、その通行経路については、搬入者の走行に支障ないように、維持管理すること。

カ 埋立作業箇所、及び、土堰堤法尻部分、土堰堤造成予定箇所については、雨水が溜まらないよう、注意すること。また、下段ステージの水はけを考慮し、上段ステージから下段ステージに向かって雨水を流さないこと。

（8）誘導作業

埋立場所への搬入車両の誘導は、受託者が行う。

4 除雪・雪堆積作業

(1) 概要

冬期間の降雪により、廃棄物の搬入及び廃棄物埋立作業に大きな影響が発生しないよう実施する作業で、廃棄物層及び覆土層への雪混入防止、融雪水による被害軽減などの目的もある。雪が廃棄物に混入すると、その発酵熱により融けて春期に溢水や陥没の原因にもなることがある。

なお、搬入路と一部地内路の積雪は、受入開始時間（午前9時）までに委託者が除雪する。

(2) 除雪箇所

受託者による除雪	委託者による除雪
・ 地内路の一部	・ 搬入路及び地内路の一部
・ 埋立作業区域	・ 埋立場周辺管理用通路（※）
・ その他指定した場所	

※ 管理用通路の圧送管理設部分を除雪するときは、圧送管を損傷しないよう注意すること。

(3) 除雪の注意

ア 非常時以外、担当区域外の除雪は行わない。

イ 廃棄物・土砂などを混入しない。

ウ 沈下の原因となるため、雪を廃棄物層に混入させない。また、埋立箇所への雪押しをしない。

融雪時における下段ステージの水はけを考慮し、上段ステージから下段ステージに向かって雪押しをしない。

エ 地内路の周囲は、融雪水による冠水などの路面への影響を防止するため、可能な限り広い範囲を優先的に除雪することとし、融雪時期までには、地内路の路肩部分に水が溜まらないよう確実に除雪を行う。（横出し等）

オ 埋立地第1層下段の区域を除雪するときは、遮水シート保護のため、踊場下の除雪は行わない。

カ 冬季間の除雪作業に備え、降雪前に場内全域を整地し平坦にする。

(4) 雪の堆積

ア 雪を堆積する場所は、埋立ブロック内に1～2箇所程度、踊場や通路に支障がないように設置する。

イ ガス抜き施設の周辺には堆積しない。

ウ 堆積するときは、排雪しやすいよう2m程度の高さに平坦に堆積する。なお、この場合の運搬排雪は、委託者が行う。

エ 埋立処理場内に堆積するときは、緩やかに融けるよう台形状に堆積する。

5 埋立処理場運営補助作業

受託者は委託者と協議し、埋立処理の進捗状況に応じて、埋立地内の搬入指導員現場詰所、及び、案内誘導看板等の移設を行う。

6 火災対応

(1) 概 要

埋立処理場内には、スプレー缶やカセットボンベなどの発火しやすいものが持ち込まれることがあり、常に火災が発生する恐れがある。場合によっては大火災になりうるので、迅速かつ適切に対応する必要がある。

(2) 埋立現場の火災対応

ア 火災を発見したときは、速やかに委託者に連絡し、その指示に従う。

イ 火炎があがっていないか、又は火炎が小さくて自力消火可能と受託者が判断したときは、その旨委託者に連絡し、ブルドーザにより発火部分を延焼の恐れのない場所に分離除去し、土砂覆土及び散水により消火する。鎮火を確認したのち委託者にその旨報告する。

覆土上ででの火災消火(小火災時)



ウ 火炎があがるなど自力消火不可能と受託者が判断したときは、周囲への延焼を防ぐため、燃えていない部分の分離を行う。

(ア) この旨委託者に連絡するとともに、消防署へ通報する。

(イ) 消防署の消火活動前には、危険の及ばない範囲で周辺の土砂覆土及び散水による消火活動を行う。

(ウ) 消防署の消火活動開始後は、その指示による。

エ 火が覆土下のごみ内部に入り込んだときは、覆土部分の根元からブルドーザで押し出し、消防と協議のうえ散水しながら燃焼部分を分離し、覆土消火する。

埋立ごみ内に延焼した場合の消火(大火災時)



(3) 消火作業における一般的注意事項

ア 消火にあたっては、ブルドーザへの引火に注意して作業する。

イ 第1層下段における火災の消火作業は、シートの破損防止のため、可能な限り覆土上で作業する。

ウ 消防署による消火活動が開始されたのちは、その指示に従う。

エ 予め埋立処理場内の適当な場所に消火用の土砂を堆積する。

(4) その他の災害発生について

その他の災害が発生したときは、直ちに委託者に連絡し、受託者は、その指示に従う。

7 交通事故対応

(1) 事故の発生

ア 連絡と救護

業務履行中に交通事故が発生したときは、直ちに委託者に連絡するとともに、負傷者に対して必要な救護措置を講じる。

イ 事故車両の移動

(ア) 他の車両の通行障害及び事故の続発が予想されるときは、車両を現場から移動させる。

(イ) 移動するときは、事後の説明のため、事故車両の位置に印をつける。

ウ 報告内容

(ア) 発生時間

(イ) 場所

(ウ) 事故の状況

(エ) 負傷者数及び負傷の程度

(オ) 作業の状況

エ 警察（交番）に通報する。

(2) 車両故障

ア 埋立機材が故障したときは、他の車両の通行を妨げないようにする。

イ そのまま通路上に駐車しなければならないときは、非常灯点滅、赤旗などを設置する。

ウ 委託者へ故障発生場所、故障箇所などを報告する。

8 埋立に係る特殊作業

(1) ガス抜き施設周辺の埋立作業

ア 概 要

この施設は、埋立てた廃棄物から発生するメタンガスを大気拡散処理するもので、メタンガスによる火災、爆発の発生及び埋立作業環境の悪化などを未然に防止し、人的損害及びごみ埋立地の安定化の遅延を防ぐものである。

イ 当該施設付近で作業するときは、以下の事項に注意する。

(ア) 廃棄物埋立作業時及び覆土作業時に接触しない。誤って接触したときは、委託者に報告する。

(イ) ガス抜き施設が廃棄物埋立予定高さより低くなる恐れがあるときは、速やかに委託者に報告する。

(ウ) 火気を近づけない。

(エ) ガス抜き施設が異常沈下したり、傾斜したりして倒壊の恐れがあると判断したときは、速やかに委託者に報告する。

(オ) ガス抜き施設の周辺には現場詰所を設置しない。

(2) 焼却灰及び飛灰の埋立作業

ア 目 的

「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（厚生省通達）に基づき、清掃工場焼却灰及び飛灰は、覆土材として利用することなく、適正に処理するために定めたものである。

イ 服装、保護具

服装は、通常の作業服で支障ないが、防塵マスクを必ず着用する。

ウ 準備作業

(ア) 埋立処理する場所は、委託者受託者協議のうえ決定する。

(イ) 埋立処理する場所を変更したときの場内誘導標識などは、委託者が用意する。

エ 埋立作業

(ア) 焼却灰及び飛灰は、一箇所に集中させず、適当な間隔を置いて埋立する。

(イ) 焼却灰及び飛灰は、飛散しないように直ちに覆土する。

(ウ) 覆土するときの厚さは、各層下段が0.3m程度、上段が0.5m程度とする。

(エ) 焼却灰及び飛灰上の覆土については、風による飛散や降雨による流出の可能性の有無を点検し、異常を発見したときは、直ちに修復し委託者に報告する。

(オ) 焼却灰中の火種に注意する。

(カ) 築堤と同程度の高さに埋め立てるときは、降雨による流出を防ぐため、築堤付近での埋立処理は避ける。

(キ) ガス抜き施設の周囲では埋立処理をしてはならない。

(ク) 焼却灰及び飛灰は、覆土及び地内路造成などに使用しない。

(ケ) 焼却灰は間詰材として使用することができるが、飛灰は間詰材として使用してはならない。

(3) 廃石綿などの埋立作業

ア 目 的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係諸法令に基づき、廃石綿などを適正に処理するために定めたものである。

イ 埋立準備作業

(ア) 埋立処理を行う予定の廃石綿などの搬入量、搬入先、搬入車両台数などは、事前に、委託者から受託者に連絡する。

(イ) 埋立処理する場所は、委託者受託者の協議により決定し、溝又は穴を構築する。

ウ 埋立方法

(ア) 廃石綿などは、プラスチック袋に入れたまま、予め定めた場所に人力で投棄させる。

(イ) 埋立処理にあたっては、プラスチック袋又は容器に入れたまま行い、袋又は容器を開封したり傷つけたりしてはならない。

(ウ) 当日の搬入投棄終了後、埋立面の上面に厚さ0.15m以上の覆土をする。

(エ) 転圧などのため、埋立機材を使用するときは、プラスチック袋を破損しないよう必要な厚さの覆土を施したうえで行う。

エ 覆 土

最終的な覆土の厚さは、2m以上とする。

なお、万一再掘削された場合でも廃石綿等の埋立場所が確認できるよう、最終覆土を行う前に、埋立場所全面にシートを覆う等、目印を設ける。目印の設置は委託者が行うが、設置するための整地及び設置後の覆土は受託者が行う。設置時期等については、委託者の指示による。

9 その他、埋立に係る一般注意事項

- (1) 移動するときは、安全のため極力低速で走行する。(特に冬期間)
- (2) 排土板を必要以上に上げて走行しない。
- (3) 舗装済の搬入路をブルドーザで走行しない。
- (4) 造成済みの通路などは、破損の恐れがあるためブルドーザを極力走行させない。
- (5) 通路をブルドーザで走行するときは、後進をしない。
- (6) 複数のブルドーザで作業するときは、意思の疎通を図り、転倒などの事故防止に努める。
- (7) 使用車両の格納場所は、火災などの事故を防止するため、踊場から一定距離を保つ。
- (8) 格納場所を定めたときは、委託者へ報告すること。また、変更したときも同様とする。
- (9) 廃棄物搬入者などの来場者には親切に対応し、質問があったときは、安易に回答せずに正確な情報をお伝えする。
- (10) 埋立処理場及び車両内での喫煙をしてはならない。
- (11) 威嚇運転をしてはならない。
- (12) 作業にあたり、誘導員、検査員と連絡を密にし、事故の防止に努める。
- (13) 廃棄物搬入者の以下のようない行動を発見したときは、黙認してはならない。
 - ア 埋立処理場内での喫煙
 - イ バックブレーキによる投棄
 - ウ クレーン付トラックのブーム振り回し及びアウトリガー支台の未設置
 - エ 上下投棄方法の際の投込
 - オ ブルドーザによる敷き均し直後の投棄
 - カ ブルドーザ近辺の投棄

10 写真撮影要領

(1) 業務写真撮影の目的

業務写真（電子媒体によるものを含む。）は、業務管理の一環として、埋立作業の施行段階及び埋立後、明視できない箇所の埋立状況、支給材料などの管理状況、業務中の防災処置などを撮影する。

(2) 撮影基準

下表のとおり

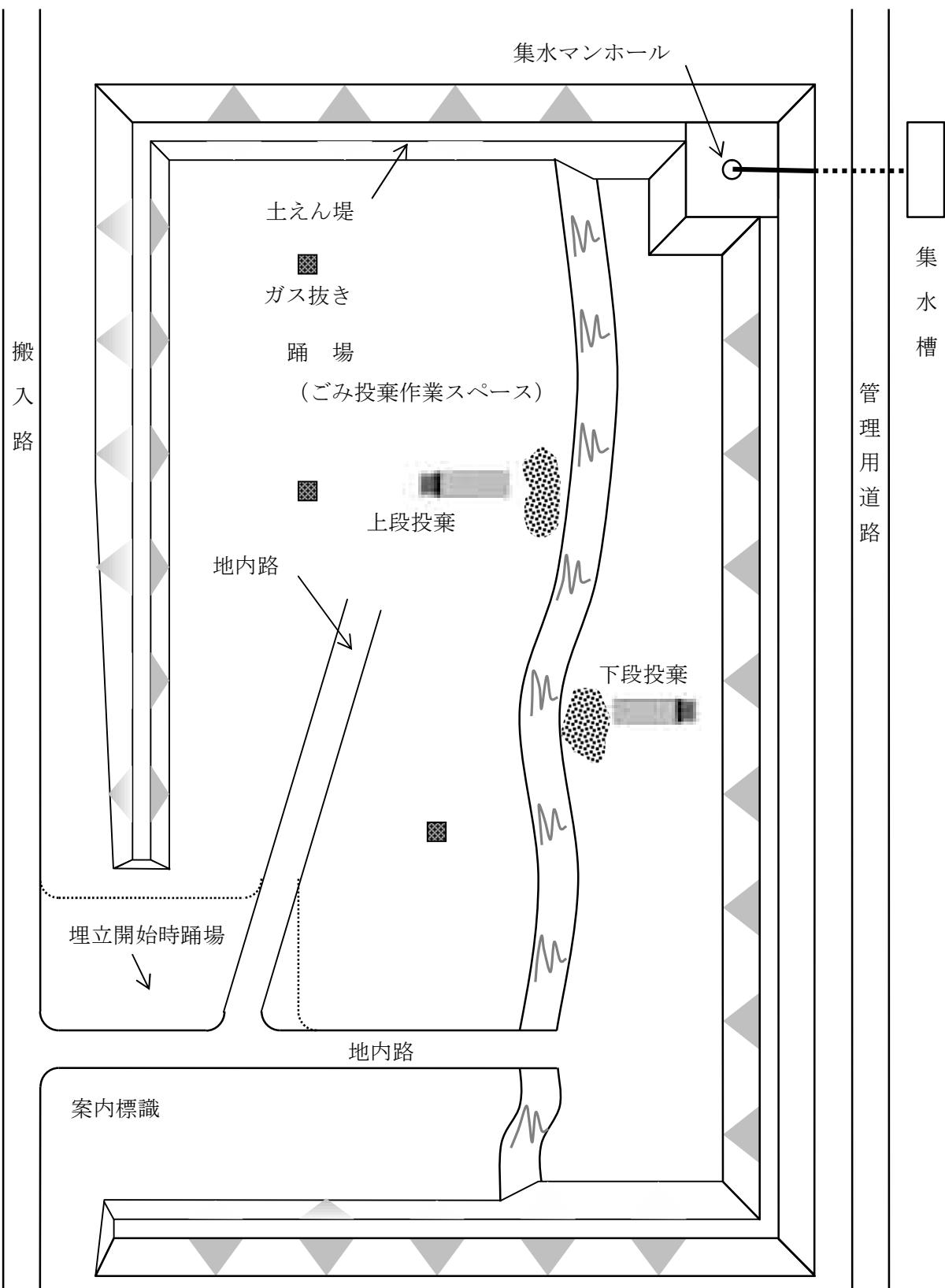
(3) 注意事項

- ア 写真の大きさは、サービス版を標準とし、必要に応じてつなぎ写真又はパノラマ写真とする。
- イ 各写真については、照合・記号及び説明事項を写真台紙に記入する。(必要に応じて説明図を添付する。)
- ウ 写された写真の目的を明確にするため、作業内容、撮影月日、位置、実測寸法、略図を記入した小黒板（65×50cm）を写しこむものとする。
- エ 写真帳は、埋立状況報告書（月報）と同時に提出すること。

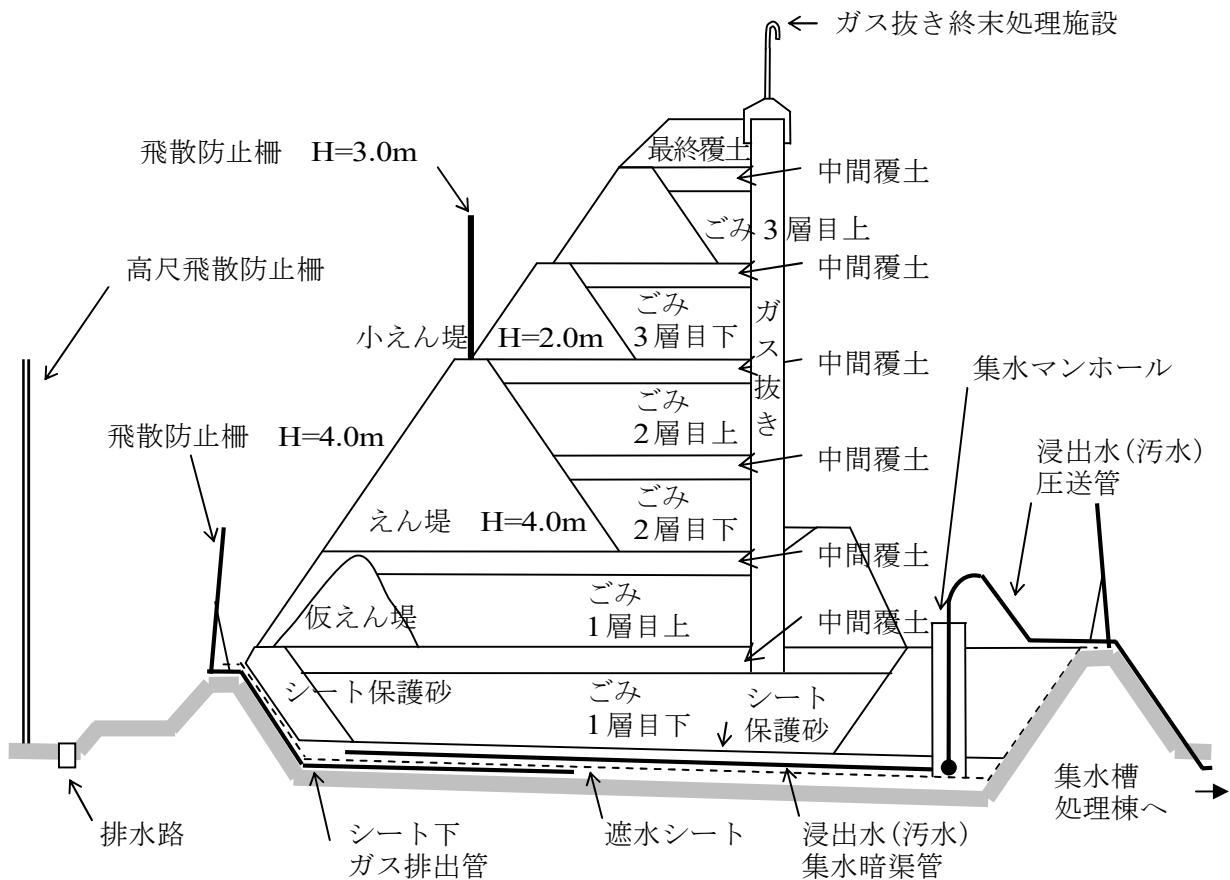
撮影基準表

工種		撮影種目	撮影基準
全 景		業務着手時及び業務完了時	同位置同範囲
準備工	使用機材	使用機材の機種、保管状況	保管状況は保管場所が確認できる状況写真とする
	仮設	仮設状況（詰所設置など）	設置ごと
埋立作業	飛散性アスベスト廃棄物、火事ごみ	搬入状況 埋立状況	埋立ごと
	上記以外	埋立状況	10日間に1度程度
覆土作業	覆土材管理	堆積状況、転圧状況	10日間に1度程度
	飛散性アスベスト廃棄物、火事ごみ	覆土状況	埋立ごと
	上記以外	覆土状況	10日間に1度程度
除雪・雪堆積作業		降雪前場内全域整地、大量降雪対応	実施ごと
		受入時間前除雪、受入時間内除雪、堆積、運搬排雪補助	10日間に1度程度
そ の 他		火災状況、消火作業、事故状況	発生ごと

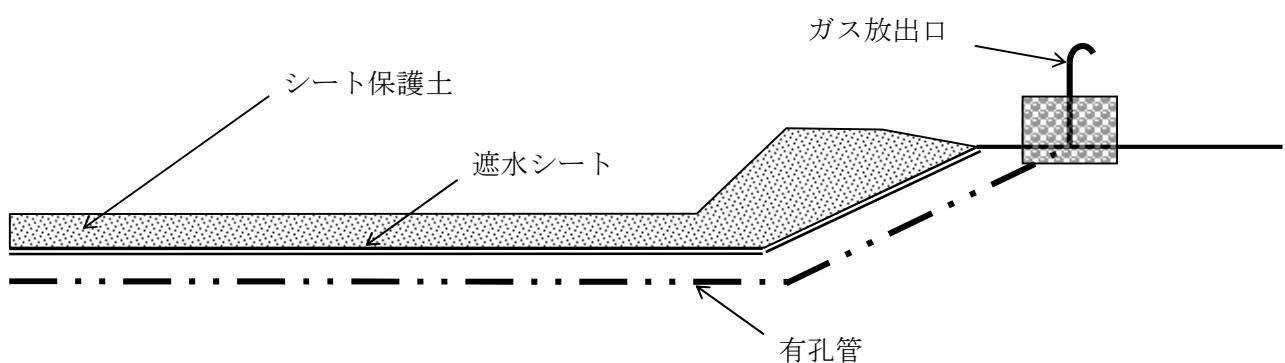
全 体 図



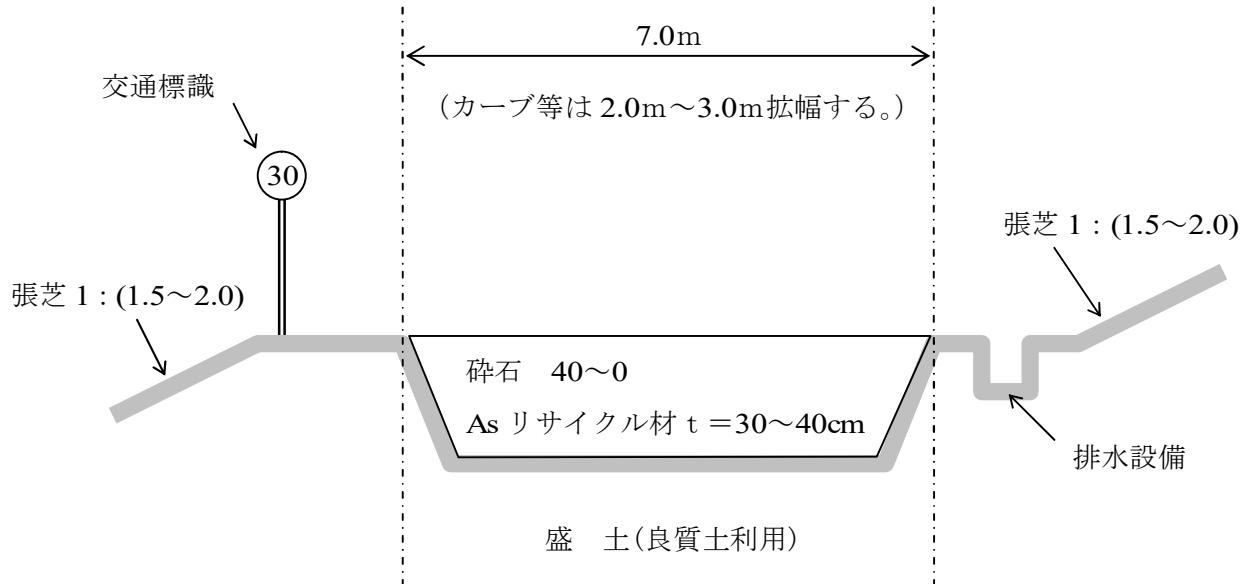
断面構造図



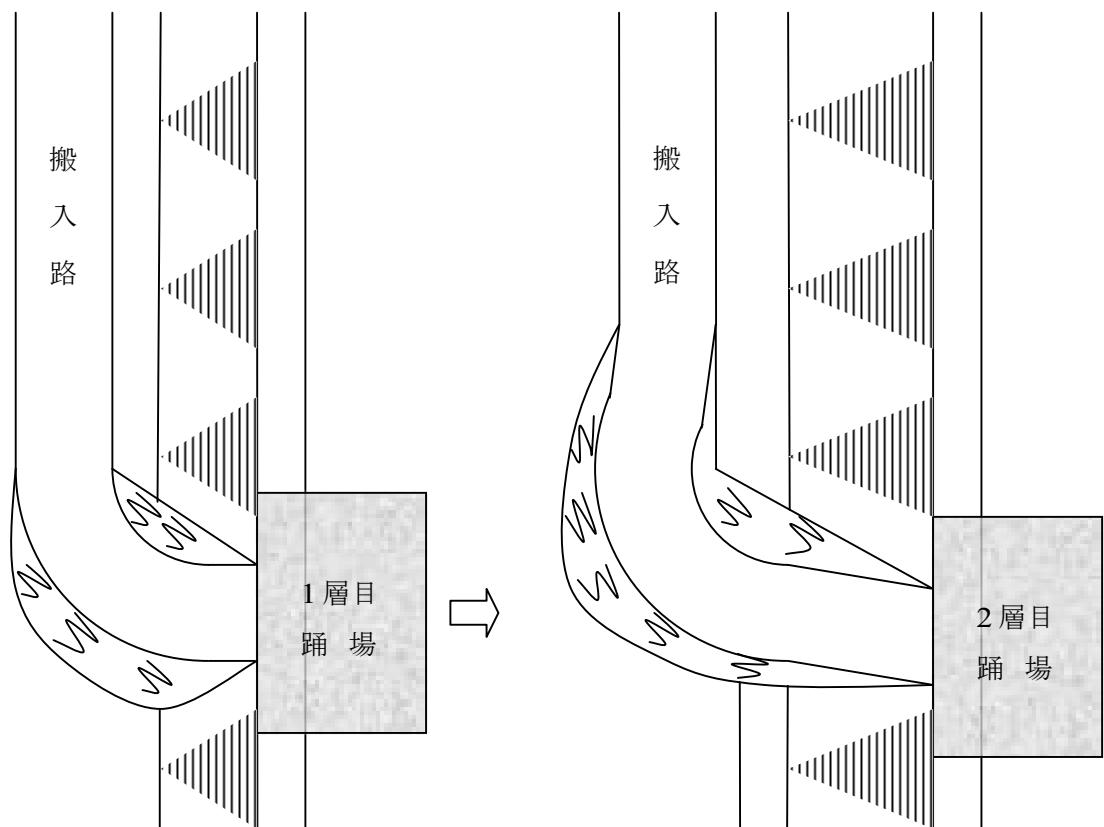
シート下部構造



標準造成図（搬入路 1）



標準造成図（搬入路 2）



標準造成図（跳場）

